

**被保険者証は
毎年8月1日に更新**

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に変わります。現在使っている緑色の保険証は、有効期限が「平成22年7月31日」まで。8月1日以降は使えません。

8月1日から使える新しい保険証は、オレンジ色をしています。7月下旬までに、役場から被保険者の皆さんに郵送します。8月1日からは、新しい保険証を使用してください。

新しい保険証が届いたら、住所や氏名、あなたが病院などで支払う医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。

「一部負担金の割合」は、平成21年中の所得によって決まります。このため前回と割合が異なる場合があります。

有効期限の過ぎた保険証および減額認定証は無効となり使用できません。無効となった保険証などを自分で処分する場合は、細かく裁断し、住所・氏名など個人情報が入るに知られないよう、十分ご注意ください。本庁または総合

保険証の変更・保険料の決定

後期高齢者医療制度からお知らせ

皆さんが納める後期高齢者医療保険料は、安定した医療制度を維持するための大切な財源。納め忘れのないようお願いいたします。主な変更点などをお知らせします。

生活健康課町民室（本庁） ☎（56）2222 住民生活室（総合支所） ☎（58）7070

支所の担当課へ返却していたり、月々に納めた額を差し引いた残りの額を納めます。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ還付されます。

**22年度の保険料は
21年中の所得で算出**

8月に決定する平成22年度の後期高齢者医療保険料は、平成21年中の所得に基づき算定されます。これを「確定賦課」といいます。

4、6、8月の仮徴収により平成22年度分の保険料をすでに納付している人は、決定した保険料額から4、6、8

月に納めた額を差し引いた残りの額を納めます。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ還付されます。本庁生活健康課か総合支所住民生活室までご相談ください。

限度額適用・標準負担額認定証（減額認定証）

保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払う皆さんの医療費に充てられます。安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れないようお願いいたします。また特別な事情で保険料納付が難しいときなどは、お気

軽に役場担当窓口にご相談してください。

●保険料納付方法・納付月 ○年金差し引き ◆現金または口座振替

納付月▶	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23 1月	H23 2月	H23 3月
▼徴収方法												
仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人	○		○		○		○		○		○	
仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人	○		○		○		◆	◆	◆	◆	◆	◆
仮徴収されていないが確定賦課で年金差し引きとなる人					◆	◆	○		○		○	
仮徴収されていないが確定賦課で普通徴収となる人、および既に年金差し引き中止を申し出ている人					◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

●保険料の軽減措置について

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

◆所得が低い人に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が下記の①から④の場合、次のとおりの軽減措置をします。

- ① 33万円以下の人……均等割8.5割軽減
 - ② ①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない人……均等割9割軽減
 - ③ 33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)} 以下の人……均等割5割軽減
 - ④ 33万円 + {35万円 × 被保険者数} 以下の人……均等割2割軽減
- 年金収入が153万円以上211万円以下※の人は、所得割が5割軽減となります。※年金収入のみの人の基準。そのほかの所得がある人は、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の場合に適用されます。

◆被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険組合などの被扶養者」だった人は所得割が課されず、均等割が9割軽減されます。

一部負担金割合が「1割」になる人は、前項の「3割」の条件に当てはまらない人です。

■納付の方法

年金差し引きによる納付（特別徴収）と、現金または口座振替による納付（普通徴収）があります。基本的には、左ページ上の表のとおりとなりますので参考にしてください。

当する人は自動更新されます。再度申請の必要はありません。なお、今回「対象者※」の人には保険証に減額認定証を同封しますので、ご確認ください。

① 一部負担金割合が3割の人 一部負担金割合が3割になる人（現役並み所得者）は、次のとおりです。

- ① 住民税の基準課税所得額が15万円以上の被保険者。
- ② ①と同じ世帯の被保険者。ただし、次の条件にあてはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請することで一部負担金割合が「1割」になります。

●世帯に被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満の人

●世帯に被保険者が2人以上いて、被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満の人

●世帯に被保険者が1人で同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、被保険者と同じ世帯の70歳から75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の人